

快適トイレ設置工事実施要領

(目的)

第1条 公共工事の品質確保に関する法律の一部を改正する法律の公布・施行（令和元年6月14日）に伴い、発注者の責務として「働き方改革の推進」及び「生産性向上への取組」が明記された。また、建設業界では、若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。このため、愛知県企業庁では、建設産業の担い手確保に向けた労働環境改善の一環として、建設現場への快適トイレの設置に取り組むこととする。

(対象工事)

第2条 愛知県企業庁の発注工事で、当初設計書の単価適用日が令和元年10月1日以降となる全ての工事を対象とする。

(取組内容)

第3条 取組内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受注者は、快適トイレの設置に取り組む場合は、工事契約後、速やかに工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。
- (2) 監督員は、前号の協議があった場合は、快適トイレの設置が可能な現場は全て設置することとし、その旨を回答する。
- (3) 受注者は、契約工期のうち、準備、後片付けに要する日などの現場不稼働日を除く期間において、快適トイレ1基を設置するものとする。ただし、現場に女性が従事している場合は男女別に1基ずつ設置できるものとする。

(快適トイレの仕様)

第4条 快適トイレは、第1号から第6号の快適トイレに求める標準仕様を満たすもので、第7号から第11号の快適トイレとして活用するために備える付属品を備えるものとする。なお、第12号から第17号については推奨する仕様、付属品であり、必ずしも設置を義務付けるものではない。

【快適トイレに求める標準仕様】

- (1) 洋式便座
- (2) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む。）
- (3) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をすること）
- (4) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
- (5) 照明設備（電源がなくても良いもの。）
- (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

【快適トイレとして活用するために備える付属品】

- (7) 男女別に設置する場合には男女別の明確な表示
- (8) 入口の目隠し設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- (9) サニタリーボックス（女性専用トイレに限る。）
- (10) 鏡つきの洗面台
- (11) 便座除菌シート等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900 mm×900 mm以上（半畳程度以上）
- (13) 擬音装置
- (14) 着替え台（フィッティングボード等）
- (15) フラッパー機能の多重化
- (16) 窓など室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）
（積算方法等）

第5条 快適トイレに関する費用は、45,000 円／基・月を上限とし、共通仮設費の営繕費に、最終変更設計時に実際に要した費用を計上し、変更契約するものとする。なお、男女別で設置した場合は2基分を計上するものとする。

（現地確認）

第6条 監督員は、快適トイレが設置された場合は臨場にて確認するものとする。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。